

国民年金保険料の前納制度について

国民年金保険料の納付方法には、毎月納付のほかに、保険料をまとめて前払いすると割引になる「前納制度」があります。前納制度は納付方法によって割引率が変わり、口座振替の場合はクレジットカードや現金で納めるよりもさらに割引されます。

■前納の申し込みについて

・**口座振替・クレジットカード納付の場合**・・・いつでも申し込みすることができます。申し込みの時期によって初回の振替（立替）期間が異なります。

・**現金納付の場合**・・・6か月および1年前納については年度当初に納付書が送付されるため申し込み不要ですが、2年前納については3月末日までの申し込みが必要です。また、任意の月から当年度末または翌年度末までの保険料を前納することも可能です。

※ご不明な点がある方は、問合先までお問い合わせください。

問合先 砂川年金事務所 Tel.52-3890

後期高齢者医療制度のお知らせ

◆高額介護合算療養費について

後期高齢者医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯にある加入者全員の1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額合計が表の基準額を超えた場合、その超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

【1年分の自己負担額の計算期間＝令和6年8月1日～令和7年7月31日】

| 負担割合 | 区分 | | 自己負担額基準額 |
|-----------|-------------------------|--|----------|
| 3割 | 現役Ⅲ | 住民税の課税所得 690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方 | 212万円 |
| | 現役Ⅱ | 住民税の課税所得 380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方 | 141万円 |
| | 現役Ⅰ | 住民税の課税所得 145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方 | 67万円 |
| 2割 | 一般Ⅱ | 住民税課税世帯で同一世帯に課税所得 28万円以上の被保険者の方がいる場合に、「年金収入+年金以外の合計所得金額」が ●被保険者が1人の世帯 → 200万円以上 ●被保険者が2人以上の世帯 → 320万円以上 の方 | 56万円 |
| 1割 | 一般Ⅰ | 住民税課税世帯で一般Ⅱ（2割）に該当しない方 | 31万円 |
| | 区分Ⅱ 住民税 非課税 世帯 | 区分Ⅰに該当しない方 | 19万円 |
| 区分Ⅰに該当する方 | | 世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万6,700円を適用。給与所得がある場合は、給与所得額から10万円を控除）または老齢福祉年金を受給している方 | |

※後期高齢者医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある場合のみ対象となります。

※自己負担基準額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

◆申請手続きについて

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの期間について支給対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合より3月から4月までに申請の案内がありますので、保険医療課窓口へ申請してください。

問合先 北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601 保険医療課 Tel.28-8018